

重要事項説明書

社会福祉法人まこと会

当施設は介護保険の指定を受けています
(岡山市指定 第 3370115143 号)

当施設はご契約者に対してユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。



1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 まこと会
- (2) 法人所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上加茂5 1 7 - 3
- (3) 電話番号 0 8 6 7 - 3 4 - 0 0 3 4
- (4) 代表者氏名 理事長 小澤美恵子
- (5) 設立年月日 昭和 51 年 9 月 30 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 ショートステイきび庭瀬
- (2) 施設所在地 岡山県岡山市北区庭瀬 1 0 5 4 - 3
- (3) 施設長名 高藤順子
- (4) 電話番号 0 8 6 - 2 3 6 - 6 7 7 0
- (5) ファクシミリ番号 0 8 6 - 2 3 6 - 6 7 7 2
- (6) HP アドレス <https://makotokai.okayama.jp>
- (7) 事業の種類 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
ユニット型指定短期入所生活介護
平成 2 9 年 1 0 月 1 日指定
岡山市指定 第 3370115143 号
- (8) 事業の目的 社会福祉法人まこと会が設置運営するユニット型（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正なユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）の提供をすることを目的とする。
- (9) 運営方針 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (10) 開設年月日 平成 2 9 年 1 0 月 1 日
- (11) 利用定員 1 0 名（きなりユニット／個室）
- (12) 営業日 年中無休
- (13) 営業時間 2 4 時間
- (14) 送迎エリア 通常の送迎の実施地域は、岡山市の区域とする。

3. 居室等の概要

当施設は以下の居室・設備をご用意しております。利用される居室は、ご利用者ご自身の心身の状況により居室又はベッドを変更させていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|----------|-----|-----------------------|
| 個室（あさぎ） | 9室 | 10.94㎡～12.68㎡ |
| 個室（おりべ） | 10室 | 10.94㎡～12.68㎡ |
| 個室（こむぎ） | 10室 | 10.94㎡～12.68㎡ |
| 個室（きなり） | 10室 | 10.94㎡～13.49㎡（ショート専用） |
| 共同生活室 | 4室 | 44.71㎡ |
| テラス | 2ヶ所 | 30.83㎡ |
| 機能訓練室 | 1室 | 22.32㎡ |
| 個浴 | 4室 | 6.33㎡～6.93㎡ |
| 機械浴室 | 1室 | 22.00㎡（寝台浴） |

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対してユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しております。

令和元年10月1日現在

| 職種 | 配置数 | 基準数 | 標準勤務体制 |
|--|-----------------------|---------------|--|
| 施設長 | 1名 | 1名 | 8:30～17:30 |
| 職務内容…施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う | | | |
| 介護職員 （併設短期含む） （夜勤者数） | 18.3名 （常勤換算） 2名 | 13名 2名 | 7:30～16:30（早出） 10:00～19:00（遅出） 16:00～翌9:30（夜勤） |
| 職務内容…利用者の日常生活全般にわたる介護業務および相談支援を行う | | | |
| 生活相談員 | 1名 | 1名 | 8:30～17:30 |
| 職務内容…利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う | | | |
| 看護職員 | 2名 | 1名 | 8:00～17:00（早出） 9:00～18:00（普通） 10:00～19:00（遅出） |
| 職務内容…利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う | | | |
| 機能訓練指導員 | 1名 | 1名 | 8:00～17:00（早出） 9:00～18:00（普通） 10:00～19:00（遅出） |
| 職務内容…日常生活を営むのに必要な機能を改善し又は維持するための訓練を行う | | | |

| | | | |
|--------------------------------------|----|----|---------------------|
| 介護支援専門員 | 1名 | 1名 | 8:30～17:30 |
| 職務内容…地域密着型サービス計画の作成等を行う | | | |
| 医師 | 2名 | 1名 | 13:30～14:30 (月・木曜日) |
| 職務内容…必要に応じて利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う | | | |
| 管理栄養士 | 1名 | 1名 | 8:30～17:30 |
| 職務内容…食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する適正な栄養指導等を行う | | | |

5. サービスの取り扱い方針

- (1) 事業所は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。
- (2) サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともにサービス内容の確認を行う。
- (3) 事業所は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- (4) 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業所は、多様な評価の手法を用いて、その提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図るものとする。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

<サービスの概要>

| 種 類 | 内 容 |
|-----------|---|
| 食 事 | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・利用者の自立支援のため離床して共同生活室（リビング）にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食 8：00～ 8：45 昼食 12：00～12：45 夕食 17：45～18：30 |
| 排 泄 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に向け適切な援助を行います |
| 入 浴 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 ・個浴または寝台浴を使用して入浴することができます。 |
| 機能訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 |
| 健康管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師が健康管理を行います。 診察日：毎週月・木曜日 13：30～14：30 ・看護職員が定期的に健康チェックを行います。 ・感染防止や緊急対応のマニュアルを整備し、入居者の安全の確保に努めます。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 |
| 相談及び援助 | <ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者及びそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 |
| その他自立への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助いたします。 |

<サービス料金>

別添（２）の料金表によって要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額と居住費及び食費の合計金額をお支払いいただきます。

<個別に発生する加算等の料金>

利用者の状態や状況、同意等によって加算の要件を満たす場合に個別にサービス利用料金に加算してご負担いただきます。（別添（２）参照）

① 療養食加算

対象となるご利用者については、「療養食加算」として 1 食につきご負担いただきます。

② 緊急短期入所受入加算

利用者の状況や家族の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に入所受入れを認めた場合には、「緊急短期入所受入加算」としてご負担いただきます。ただし、受入れを行った日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする。

③ 送迎加算

ご自宅と施設の行き来に送迎を希望される場合に「送迎加算」としてご負担いただきます。

④ 若年性認知症加算

若年性の認知症の利用者を受け入れ、個別に担当スタッフを定めた上で、担当スタッフを中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に「若年性認知症利用者受入加算」としてご負担いただきます。

<その他>

- ・ 予約状況によっては、特養の空きベッド（入院中等）を利用していただく場合がございます。この場合、サービス利用料金及び居住費は上記の空床ユニット型の金額となります。
- ・ 利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更させていただきます。

(2) (1) 以外のサービスと利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

| サービスの種別 | 内 容 |
|----------------|---|
| 特別な食事 | 利用者のご希望に基づいて特別な食事（酒を含む）を提供します。 <利用料> 要した費用の実費 |
| 美容サービス | 毎月第3水曜日「ライク・ヘアー」 毎月第4月曜日「アニモ福祉協会」 の出張による美容サービスをご利用いただけます。要した費用は直接お支払下さい。 |
| | <利用料> カット：1,500円～2,000円 毛染め：掲示している料金表参照 パーマ：掲示している料金表参照 顔そり：掲示している料金表参照 |
| レクリエーション、クラブ活動 | 利用者のご希望によりレクリエーション（外出含む）やクラブ活動に参加していただくことができます。 <利用料> 材料代等実費 |
| 日常生活上必要となる諸費用 | 次の各項目に該当する費用については、実費をご負担していただきます。 ・衣類など身回り品や嗜好品について、利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合には、購入の代行をいたします。 ・インフルエンザ・肺炎球菌等予防接種に係る費用 ・ |

☆ すべての料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(3) キャンセル料

| キャンセル日 | キャンセル料 |
|----------|-------------------|
| 利用期間中 | 利用料の10% (自己負担相当額) |
| 利用開始当日 | 利用料の10% (自己負担相当額) |
| 利用開始前日まで | 無料 |

(4) 利用料の支払方法

料金・費用は、サービス提供した月末を締め日とし、請求書は翌月初め頃に発行します。

- ① 現金払いのご希望の方は、当施設受付をご利用ください。
- ② 指定口座への振込み
※振込み手数料は依頼者の方でご負担願います。
- ③ ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし (手数料無料)
※指定口座から翌月 20 日引落としとなります。

(5) 嘱託医療機関

- ① 医療機関の名称 いのくち内科クリニック
所在地 岡山市北区大安寺東町23-15
電話番号 086-253-8000
医師名 井口亮輔 (院長)
医師名 井口桃子
診療科目 内科、肝臓内科、消化器科
契約の概要 当施設といのくち内科クリニックとは、入居者の病状や健康状態の急変があった場合、入院又は治療のための連絡・指示を受け、適切な措置を講ずる。

(6) 協力医療機関

- ① 医療機関の名称 岡山市立市民病院
院長名 松本健五
所在地 岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号
電話番号 086-737-3000

7. 施設利用の留意事項

(1) ご利用者の守るべき事項

ご利用者は、専門職などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるとするとともに、次の各号に掲げる事項をお守りください。お守りいただけない場合は、退居していただく場合がございます。

- ① 利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診することとする。
- ② 利用者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努めるものとする。
- ③ 火気の取り扱いに注意し、指定された場所・時間以外で喫煙しないこと。
- ④ 飲酒はできますが、当施設で管理させていただきます。
- ⑤ けんか、口論、泥酔、とぼく等他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- ⑥ その他、施設の運営に支障をきたすような行為をしないこと。

(2) 持ち込みの制限

私物の持ち込みについては、すべてお名前のご記入をお願いいたします。また貴重品のお持ち込みは必要最小限としてください。

(3) 面会

- ・来訪者は面会時間内（8：30～17：30）にお願いします。時間外に面会を希望される方は前もって事務所へ届け出てください。
- ・ペットや危険物のお持ち込み、風邪等のご病気の際の面会のご遠慮下さい。
- ・季節によっては生モノの持ち込みをお断りしています。ご協力お願いいたします。

(4) その他

- ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した使用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
- ・施設は構造上共同生活の場となっておりますが、むやみに他の入居者の部屋へ立ち入らないようにして下さい。（プライバシー）
- ・災害に備え、年に何度か避難訓練を実施していますのでご協力ください。
- ・施設は岡山県の介護実習指定施設となっております。年間計画により専門学校等の実習生を受け入れております。何卒ご協力ください。

8. 緊急時の対応

- (1) 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

9. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する（介護予防）短期生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、岡山県、市町村及びご家族等にご連絡させていただきます。
- (2) ご利用者に対する（介護予防）短期生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わせていただきます。

10. 身体拘束の制限

- (1) 施設サービスの提供にあたっては利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 施設は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急性やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- (3) やむを得ず身体拘束等を行う場合の判断は、身体拘束適正化検討委員会等で「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件すべて満たしている状態か確認する。

11. 守秘義務等

- (1) 職員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、職員に業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、施設職員の退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に盛り込む。

12. 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための指針を整備する
 - 二 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底する
 - 三 虐待の防止のための研修を定期的を実施する
 - 四 虐待防止を実施する為の担当者を置く
- (2) 施設は、サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13. 成年後見制度の活用支援

- (1) 施設は、入居者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

14. 非常災害対策

- (1) 施設は、非常災害時においては、入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- (2) 非常災害その他の緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入所者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

15. 苦情の受付

当施設における苦情や相談は、下記のとおりです。気軽にご利用ください。

[窓口担当者] : 光森利夏 (介護支援室室長)

[苦情解決責任者] : 高藤順子 (施設長)

[ご利用時間] : 祝祭日以外月曜日～金曜日 午前9時から午後4時

[ご利用方法] : ① 電話 086-236-6770
② 面接 特別養護老人ホームきび庭瀬相談室
③ 苦情箱 (1階 EV ホールに設置)

※その他次の機関でも苦情・相談を受け付けております

「岡山市事業者指導課 施設係」

岡山市北区大供3丁目1-18 ☎086-212-1014

「岡山県国民健康保険団体連合会」

岡山市北区桑田町17-5 ☎086-223-8811

付則

この契約書兼重要事項説明書は、平成29年10月1日から施行する。

付則

平成29年12月1日 一部変更（加算）

平成30年1月1日 一部変更（加算）

平成30年4月1日 一部変更（介護保険改正等）

平成30年10月1日 一部変更（職務内容及び身体拘束の制限）

平成31年4月1日 一部変更（施設長変更ほか）

令和元年10月1日 一部変更（増税に伴う介護報酬改定ほか）

令和2年4月1日 一部改正（運営規程変更に伴う変更ほか）

令和2年7月1日 一部改正（HPの変更）

令和3年4月1日 一部改正（虐待防止の一部変更）

ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

ショートステイきび庭瀬

説明者職名

氏名

⑩

私は、事業者から提供されるユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護サービス等を受け、それに対する利用料を払うことについて、事業者と契約を締結致します。また、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、次の事項に同意いたしました。

- ・ ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護計画で定められた利用期間におけるサービスの提供について
- ・ 居宅介護支援事業者等への個人情報及び家族情報の提供について

契約者

利用者 氏名

⑩

署名代行人 住所
氏名

⑩

(代行理由:

)

身元引受人 住所
氏名

⑩

(緊急連絡先)

- -

事業者

事業者住所
事業者名
代表者氏名

岡山県加賀郡吉備中央町上加茂 517-3
社会福祉法人 まこと会
理事長 小澤 美恵子

施設所在地
施設名称
代表者

岡山県岡山市北区庭瀬 1054-3
ショートステイきび庭瀬
施設長 高藤 順子